

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 成果目標及び活動指標について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

成果目標と活動指標との関係①【第6期計画案】

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等における機能の充実】

各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする。

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数
- 保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数

(都道府県)

- 精神病床における退院患者の退院後転帰の転帰別の割合

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

成果目標と活動指標との関係②【第6期計画案】

(成果目標)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
- ・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。(市町村は圏域での設置も可)。

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

令和5年度末までに、市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(市町村)

- 相談支援従事者研修等の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の活用

(都道府県・市町村)

- 指導監査の関係市町村との共有

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(参考)

成果目標と活動指標との関係③【第5期計画】

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

活動指標なし

(参考)

成果目標と活動指標との関係④【第5期計画】

(成果目標)

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】
平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】
就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

(参考)

成果目標の新旧対照表

(新)

施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等における機能の充実】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

(旧)

施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

(参考)

成果目標の新旧対照表

(新)

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする。

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
- ・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。(市町村は圏域での設置も可)。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築する。

(旧)

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】

就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。

(参考)

活動指標の新旧対照表

(新)

施設入所者の地域生活への移行

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数
- 保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数

(都道府県)

- 精神病床における退院患者の退院後転帰の転帰別の割合

障害者の地域生活の支援

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(旧)

施設入所者の地域生活への移行

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(参考)

活動指標の新旧対照表

(新)

障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築

(市町村)

- 相談支援従事者研修等の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の活用

(都道府県・市町村)

- 指導監査の関係市町村との共有

発達障害者支援の一層の充実

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(旧)

障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

発達障害者支援の一層の充実

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発